

第13回ケニア非行少年処遇制度研修

1 日程及び参加者

- (1) 平成25年1月30日(水)～2月22日(金)
- (2) ケニアにおける少年司法関連機関幹部等職員11名
内訳：ジェンダー・児童・社会開発省児童局職員4名，副大統領府及び内務省保護局職員3名，同矯正局職員2名，ケニア警察職員1名及び裁判官1名

2 研修概要

ケニア政府は、2009年10月以来、JICAの技術協力プロジェクトたる「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」に取り組んできた。このプロジェクトの目的は、少年保護関連職員を育成するための研修制度を確立することにある。

本研修では、このプロジェクトをさらに推進するため、次の事項を実施する。

- 関連施設見学，講義及び集団討議により，施設収容された少年の生活環境調整，早期釈放，釈放後のアフターケアに関する各種知識・ノウハウについて理解を深める。
- 少年司法制度並びに非行少年処遇等に関する講義及び見学により，非行少年の処遇に必要な事項についての理解を深める。

3 外部講師

本研修の一環として、アジ研教官による講義のほか、以下の外部講師による講義を行う（敬称略）。

- 染田 恵
千葉保護観察所企画調整課長「非行少年処遇のための継続的処遇の効果的運用について（仮題）」
- 鮎川 潤
関西学院大学教授「少年司法制度概論（仮題）」
- 津富 宏
静岡県立大学教授「ネットワーキングの力（仮題）」

以上